

議長（山本 陽一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

3番、川瀬孝代議員。

3番（川瀬 孝代君） 通告に従いまして、大きなくくり、2点、質問をさせていただきます。

1つ目、高齢化の課題についてであります。

1点目、介護支援ボランティア制度への取り組みを伺います。

介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが、平成19年5月から可能になりました。

この制度は、ご存じかと思いますが、介護予防への効果をもたらすと言われております。2007年に東京都稲城市が全国に先がけて導入をいたしました。稲城市では、高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革特区要望を、平成18年に提出したことを契機に、介護保険制度を活用したボランティア活動の支援の仕組みが検討されました。その結果、地域支援事業交付金を活用した取り組みが可能となったものです。

介護支援ボランティアとは、指定された介護施設でボランティア活動を行うことで付与されるポイントの数に応じて、介護保険料を軽減するための交付金が支給される制度です。

稲城市では、同市に住民票がある65歳以上の高齢者が対象であり、参加登録をすれば、社会福祉協議会から介護支援ボランティア手帳が交付をされます。活動1回ごとにスタンプを手帳に押してもらい、ポイントを集めます。集めたポイントは年1回の活用の申し出により、最大で5,000円までの交付金に交換できる仕組みです。

この制度の導入を決めたのは、高齢者人口の増加に伴って、介護保険料が高騰したのがきっかけでした。高齢者の社会参加を促し、介護予防を推進することで、介護給付費などの抑制を目指しています。

現在、全国で30近くの自治体が導入をされております。特に昨年10月には政令指定都市で初めて横浜市が制度を始めました。このことをきっかけに、日本全国に広がりを見せていると言われております。

高齢社会の進展の中で、さまざまな課題が出てきます。本町においても、現職を離れてから時間を多く持てる人がふえてきていること、そのように思われます。また、高齢者の方のボランティア活動への参加意識も、本町は高いのではないかと思います。

そんな中で、きっかけがない、参加の仕方がわからない、私にできることがあればといった声も聞かれます。そのような方々にボランティア活動を促すこともできます。さらに受け入れる事業者にとっても、介護職員の補助的活動ですから、介護

職員は利用者の介護に時間が使えて、職員の負担軽減につながるのではないかと思います。

看護支援ボランティア制度への導入を図るべきと考えます。この制度に対してのご見解をお伺いいたします。

2点目、傾聴ボランティア養成講座への取り組みを伺います。

話を聞くことで心のケアをする、傾聴ボランティアへの取り組みがあります。元気な高齢者がカウンセリングの基本を学び、悩みを持つ高齢者の話し相手として相談に乗るというシニアピア・カウンセリングのことを傾聴ボランティア活動と言われております。

高齢者の最大の悩みは孤独と言われております。今、65歳以上の高齢者で、ひとり暮らしをしている独居高齢者の人口が増加しております。国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、2030年にはおよそ5人に1人の高齢者がひとり暮らしになる予測になっております。ひとり暮らしをしていると、話をする機会も少なく、孤独になります。家族と同居していても、世代の違いなどで、悩みを理解してもらえずに話が通じない場合もあります。

そこで、高齢者のピアカウンセラーの役割がとても大事になります。高齢者の相手として世間話、茶飲み話の相手ではなく、悩みや不安、問題を持つ人の気持ちに添って心を傾けていく、このことが何よりも大切に思っております。相手の立場に立って聞くために、それなりの訓練が必要となります。また、高齢者の体の状態や心理などについても、基本的な知識が必要となります。

このようなことを踏まえてつくられたのが傾聴ボランティアの養成講座です。高齢者などの精神的な健康の維持や回復の援助をするボランティアと言えます。地域で安心して暮らせる支援体制の強化、支援策を考えなければならないと思っております。

これからは地域の力、ボランティアなどが担う協働の仕組みが必要に思っております。自助・共助・公助の中で互いに支え合う共助の拡充が必要と考えます。

傾聴ボランティアへの取り組みについて、お伺いをいたします。

以上の2点について、町長のご見解をお伺いいたします。

お願いをいたします。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 川瀬議員からの高齢化の課題についてのご質問にお答えをします。

まず、介護ボランティア制度の取り組みについてでございますが、高齢者が社会参加や地域貢献を行い、みずからの健康増進や介護予防に積極的に取り組むことが重要であるとともに、要介護、要支援者に対し、地域で支え合うことも大切であると考えます。

この高齢者の社会参加や地域貢献の推進と、町民の主体的な地域支え合い活動を育成・支援することを目的とし、介護ボランティア制度が他の市町で取り組まれております。

近隣では、桑名市が平成22年度から介護ボランティア制度事業を開始され、登録された介護ボランティア活動に対しポイントを付与し、その評価ポイントに応じて交付金が支給されるとお聞きをしております。

本町におきましては、一部地域において、高齢者の手助けをする地域ボランティア活動が運営されておりますことや、社会福祉協議会で東員ボランティア市民活動支援センターが発足しておりますことから、各種団体と連携を図りながら研究してまいりたいと考えております。

次に、傾聴ボランティア養成講座への取り組みについてのご質問ですが、先ほど述べました町民の主体的な地域支え合い活動では、話を聞くことで心のケアをする傾聴ボランティアは有効であると考えます。

また、地域でよりよい人間関係をつくるには、単に話を聞くだけでなく、心で聞いて受けとめ、その人を理解することが大切です。

そこで、その技法や技能などを習得することができるよう、町社会福祉協議会では、本年度からコミュニケーション技術の教室を開催させていただいており、その一翼を担っていると思います。

今後も多くの方が地域で活動していただくための支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） ご答弁ありがとうございました。

東員町ではたくさんの取り組みをしていただいていることも存じ上げております。

この介護支援ボランティア制度は、介護保険に関することでございます。また、傾聴ボランティアの部分も、高齢化の中で私は大変必要なものだと思いますので、ぜひ前向きにお取り組みをお願いしたいと思います。

福祉を考えますと、今までの福祉というのは、本町でも実施されているとおり、金銭やサービスの提供を中心に考えられてきたことだと思います。しかし現在は、昨今もニュースにありますように、殺人や自殺、虐待、失業、精神的疾病などが大変増加をしております。特に多いのがうつです。これは支え合っていく力の弱体化によるものではないかと私は思います。これからは支え合う力を強化していく、それが自治体も地域も家庭も最も大事ではないかと私は考えます。

ここで質問をいたします。

町長はこれからの高齢化の中で何が最も大事であると思っていられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

お願いをいたします。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 先ほどご答弁させていただきましたように、東員町もこれから本当に急速に高齢化が進むと思います。そんな中で、やはりよその情報というのですか、介護支援ボランティア制度ですか、そんなこと。傾聴ボランティア養成講座は、過去にはいろいろ取り組みをしたということも承知をしておりますけど、1番の介護支援ボランティア制度が全国で始まっておるということは、実は私も初めてお聞きをしました。

職員の中には専門の職員もおりますので、多分知っておる職員もおるとは思いますけど、お金の余りかからない支援でございますので、本来であれば、どんどんとそういうものは取り込んでいく、そんな行政が必要だと思っております。

そんなことで、これからは地域で支え合うというんですか、お互いが支え合うまちづくり、これが必要かと思えます。国も町村も財政的に大変厳しい社会でございますので、お互いに支え合う共助というんですか、そんなまちづくりに取り組みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） ありがとうございます。

続きまして、2つ目の学校教育における環境整備についてであります。

1点目の認知症サポーターの文字を認知症サポートと間違えて通告をいたしました。議長にお許しをいただいて、訂正をして質問させていただきます。

1点目、認知症サポーター養成講座の学校での取り組みについて伺います。

厚生労働省では平成17年から、認知症を知り、地域をつくる10カ年計画のキャンペーンを開始しています。本町では、このキャンペーンの一環であります認知症サポーター養成講座を開催し、取り組みをしていただいているところであります。

この養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を守り、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために行うものです。

認知症は、年齢に伴って、だれもが発症する可能性を秘めています。65歳以上の高齢者の罹患は5%と言われ、年齢を重ねるほど患者数がふえ、症状が進むとさまざまな問題行動を起こします。

認知症は高齢者福祉において大きな課題を伴う疾患と認識をされています。今は核家族化や地域のつながりが希薄になっていて、子どもたちが高齢者と接する機会も少なくなっているかと思えます。また、3世代同居の家族であっても、子どもたちが認知症を知り、高齢者に対する理解を深めることは必要ではないかと考えます。

教育現場である小学校・中学校を対象に、学校、または学区の親子で参加するなど、認知症キッズサポーター養成講座に取り組んではどうでしょうか。

ご見解をお伺いいたします。

2点目、子どもたちの読書活動の実態と学校の図書館司書への取り組みを伺います。

読書は言葉を学び、表現力を高め、人の痛みを想像し、思いやる心といった豊かな人間性を養う源泉です。

去る4月23日は子ども読書の日、良書に親しみ、読書のすばらしさを子どもに伝えるために、図書館をはじめ、さまざまな場で読み聞かせ運動などが草の根的に行われていることは喜ばしいことだと思います。

そして今年は赤ちゃんと保護者に絵本を送る「ブックスタート」が始まって10年を迎えました。全国で718自治体が実施をしています。

また、朝の10分間読書運動も定着をしてきました。朝の読書推進協議会によれば、4月現在、小中高等学校全体の70%に相当する2万6,000校で取り組みが行われています。本町においても取り組んでいただいているところです。現在の子どもたちの読書の活動の実態をお伺いいたします。

次に2001年に子ども読書活動推進法が制定され、2005年には文字・活字文化振興法が制定されました。学校図書館などの整備・充実が進んでいます。

その結果、文部科学省が昨年11月に発表した社会教育調査によりますと、図書館を利用する小学生が2007年度に借りた本は1人当たり35.9冊で、2004年度よりも2.9冊ふえて過去最高となったそうです。1974年度の調査開始以来、16.5冊に比べると、2.2倍伸びたということです。

そして今年には国民読書年です。国を挙げて読書の機運を高めようと、2008年に衆参全会一致の国会決議で制定をされております。この決議には、国を挙げてあらゆる努力を重ねると宣言をしています。

ところが事業仕分けで子ども読書応援プロジェクトは廃止され、予算は大幅に削減、厳しい環境となってしまいました。どんな見識を持って事業の必要性を判断するのか、現政権は少し目線が違うのかもしれませんが。

読書の環境整備は重要だと思います。学校司書は、子どもたちと本をつなぐことが主な役割です。専任の学校司書は12学級以上の学校に配置が義務づけられています。司書教諭とは別のものです。司書教諭は、他の仕事と兼務しながら図書館業務に携わりますが、専門的な知識や技能を持った専任の司書は、子どもたちへのアドバイスや利用方法の指導や蔵書の整備、清書など、専門的な対応を行います。そして図書館を管理してくれます。

学校図書館の充実は、子どもたちの読書教育の一步ではないかと思います。専任司書は本に親しむ児童生徒づくりに欠かせない存在と考えます。学校図書館に専任司書を配置することを提案します。お考えをお伺いいたします。

3点目、家読(うちどく)の取り組みについてお伺いします。

家読とは家庭での読書の略で、親子、家族みんなが本を読む楽しさを身につけ、一緒に読書をすることによって、家族のコミュニケーションを図ることができるというものです。家読は学校だけではなく、家庭にまで広げた読書の環境づくりでもあります。

家読の取り組みは、平成19年に家読に取り組んだ佐賀県伊万里市の紹介をいたします。

子どもたちのいじめのない豊かな心をはぐくむことの実現のためには、子どもたちの心の居場所である家庭の存在が不可欠であると着目しました。そして最近では、家庭での親子の会話の減少が指摘されていることから、親子の心をつなぐ読書の勧めを展開し、家族のきずなを深めていくという事業を行っています。

新聞にも先日掲載されましたが、亀山市が昨年より、ファミリー読書リレーを始めています。亀山の家読の取り組みは、学校ごとに幾つかの家庭が集まってグループをつくり、グループに割り振られた絵本数冊を順番に読み回します。一家庭が本を読む期間は1週間で、児童が学校で本を受け渡し、読書の感想文を書き込む読書リレーカードを回し、グループごとに感想を共有できる仕組みになっています。

東員町こども読書活動推進計画の中にも、家庭への啓発について記されています。家読の取り組みは大事ではないかと思えます。どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

4点目、デージー教科書の取り組みについて伺います。

新学期を迎え、小中学校に教科書が無償配布されますが、発達障がいやその他の文字を認識することに困難のある児童生徒がおります。文部科学省の調査では、読み書きが困難な児童生徒は、通常学級在籍者の2.5%を占めると言われています。

発達障がいを抱えた児童生徒への支援のツールとして新たに開発された、マルチメディア・デージーがあります。デージーは、もともと視覚障がい者のための録音テープにかわるものとして開発をされました。これにさらに文字と音声、映像、写真を組み合わせたものがマルチメディア・デージーです。パソコンで音声を聞きながら、同時に文字や絵を見ることができます。また、読んでいる箇所がハイライトされるので、どこを読んでいるのかよくわかるようになっています。例えばカラオケを歌うときに画面の文字の色が変わっていくようなものです。そのように想像していただければよいかと思えます。

平成20年9月に、障がいのある児童生徒のための教科書用特定図書等の普及の促進に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。この施行を期に、平成21年9月より、日本障がい者リハビリテーション協会がボランティア団体の協会を経てデージー教科書の提供を始めました。

文部科学省においては、平成21年度よりデージー教科書の教材のあり方、活用した効果的指導方法などの調査・研究が実施をされています。現在、調査研究であ

るにもかかわらず、平成21年12月で326人が利用しています。保護者などから、学習理解が向上したとの効果が得られることが認められて、普及への期待が高まっております。

本町において、学校にパソコン対応のテレビが設置されております。特別支援学級などで、デジ教科書を活用できる環境ではないかと思っております。今後、電子黒板の活用もあると伺っております。デジ教科書を活用した授業をモデルケースとして実施してはどうでしょうか。

ICT教育、マルチメディア・デジの活用を進めるためには、今後、教職員の研修も必要ではないかと思っております。そのようなことも積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

以上4点について、教育長のご見解をお伺いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） まず、通告書において、ルールをきちんと守ろうとする川瀬議員の姿勢に心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

川瀬議員の学校教育における環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

認知症サポーター養成講座を学校で取り組んではどうかとのことでございますが、東員町の学校におきましては、昨年度になります、児童会等の委員会活動の一環として、神田小学校の5年生・6年生で構成する福祉委員会が、認知症サポーター養成講座を受講しております。

子どもたちは、そこで学んだことを低学年の児童にも伝わるようにまとめ、全校集会の場で発表し、理解を深め合っていると聞いております。しかしながら、現時点では町内全校に広がっている状況ではございません。

認知症への理解は大人だけの問題ではなく、将来を担う子どもたちにとっても大変重要なことと考えられます。認知症サポーター100万人キャラバンの取り組みも継続をしていると聞いておりますし、小学生・中学生向けの副教材もございます。

今後、学校の状況に応じた実施になろうかとは存じますが、長寿福祉課と連携しながら、子どもたちや小中学校に勤務する教職員の理解を深めていけるよう、働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、本町の子どもたちの読書活動の実態等についてのご質問でございます。

ご承知のとおり、東員町では朝の10分間読書の充実を掲げておりまして、小中学校8校がそろって朝読書を実施し、落ちついて読書をする姿勢が、児童生徒の中に定着をしております。また、幼稚園・保育園では、園児の発達段階に合わせた絵本を計画的に読み、読み聞かせの時間を充実させているところでございます。

一方、今年度及び来年度の2年間、県教育委員会の「生き生き読書リレー事業」を受け、約二千冊の書籍を学校間でリレーし、子どもたちの読書活動を推進してい

く計画を立てておりました、先日、各学校に書籍の配置もいたしたところでございます。

事業終了後につきましては、今後検討していくこととなりますが、子どもたちが、ますます読書に親しめるように、図書室の環境整備を段階的に行っていくとともに、図書館司書につきましても、整備の中で配置を検討していきたいと考えております。

また、家読（うちどく）の取り組みについてであります。先ほど申し上げましたとおり、学校での朝読書は定着をしておりますが、児童生徒の家庭での読書時間の実態については、東員町ではまだまだ課題があると思っております。

昨年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、「家庭や図書館での1日当たりの読書時間」について、小学生では30分以上と答えた児童が約30%、10分から30分が約30%、10分未満、または全く読まないが40%という結果が出ております。一方、中学生では、30分以上が約30%、10分から30分が約25%、10分未満、または全く読まないが約45%となっております。全国と比べましても、小学生では30分以上読書する児童は若干少なくなりますし、10分未満の児童が若干多くなる傾向になっております。一方中学生は、全国と比べて若干上回っているものの、10分未満の生徒が45%というのは、大変気になるところでございます。

現在、東員町教育研究会では、家庭学習の充実を提言の一つとして、家庭学習に加えて、読書時間も確保していけるよう、各家庭に呼びかけをしております。

夏休み等長期休業時には、家庭での親子読書の勧めを行っている学校もございますし、保育園・幼稚園では、家庭での親子の触れ合いを通して、読み聞かせの大切さを保護者向けに発信をしているところでございます。

今後も、児童生徒の読書時間を充実させるよう取り組みを継続し、親子読書のような有効な手だてを考え、広めてまいりたいと考えております。

最後に、デジ教科書の取り組みについてであります。デジ教科書は通常の教科書の内容を、パソコンなどを活用して、音声や文字で同時再生できるようにしたものでありますので、効果的な教材になり得ると考えているところでございます。

しかしながら現在、デジ教科書のような電磁記録媒体は、国におきましても調査研究中の段階ということでございまして、学校教育法に規定する教科用図書として無償給与の対象になっていない状況でございます。

また、文部科学省からは、デジ教科書に関して問い合わせのあったボランティア団体に対し、「発達障がいなどで読みが困難な児童の学習のために、学校が判断した場合、対象の児童生徒本人だけでなく、指導する教員へも配布が可能であると考えられることや、障がいの状況によって、在籍学年より下のデジ教科書

が必要な場合についても、配布は可能と考えられる」と返答をしたという旨の連絡が県教育委員会に入っていると伺っているところでございます。

教育委員会といたしましても、子どもたちの学習環境を整えるために、教材や指導方法について研究を行っていくことが重要であると考えておりますし、デージー教科書を学校教育の場で活用していくためには、著作権法や学校教育法による法制度上の問題等もありますので、今後とも研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） ご答弁ありがとうございました。

先ほど1点目の認知症サポーター養成講座の部分は、私も先日参加をさせていただきました。正しく理解をすること、また知るということは大変大事なことだと痛感をいたしました。

今回この養成講座に対しまして、本町の職員の方、また担当者の熱心な取り組みを伺い、大変評価をいたします。それとともに、さらなる拡大を東員町の中でしていただきたいと思えます。

また、本町においては認知症の地域ケアとして、現在、東員病院が認知症疾患医療センターとして、認知症の専門的医療の機能を持ち、診療や支援のあり方などを提供、また体制を取っていただいております。

また、本町の地域包括支援センターも、それぞれの相談の窓口として、専門的分野と連携を取り、関係機関とのネットワーク、そういうこともありまして、適切な提供支援に取り組んでいただいているところであります。そのために、東員町は大変充実をしているのではないかと私は思いました。

2点目の、先ほどご答弁もいただきましたが、読書活動の実態については、私も少々の結果を見ておりましたので、やはり家読への取り組みは、とても大切な部分ではないかと思えます。何か一つの案を考えていただいて、ぜひ家読の取り組みに頑張っていただきたいと思えます。

また、今回、県のほうで「生き生き読書リレー推進事業」がスタートしております。教育長のご答弁にもありましたが、亀山市の先ほど述べました読書リレーがもととなっているようですけれども、東員町での具体的な取り組みの内容を詳しくお伺いしたいと思えます。もう一度、その部分を教えていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） お答えをいたします。

現在2千冊の本を、基本的にはある小学校に集めて、いろいろ整備をしておったんですけど、もうその整備ができました。その2千冊の本は、東員町だけではなく

て、東員町と木曾岬町がグループを組みまして、先ほど議員がおっしゃられたように、幾つかの箱にその本を入れまして、学校に1週間か2週間と日にちを決め、決めた日にちの中で、読みましたら次の学校へ回していくということでございます。

読んだ後に記録というか、感想を書く部分がございます、そこに子どもたちが、こんなところが楽しかった、こんなところを次の人に紹介したいですよということを書いてもらって、次の学校に回していくというふうな取り組みを進めてまいりたいと思っております。もう始まっていると思います。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） また、いい成果が出ることを期待して、結果も伺っていききたいと思います。

そして先ほどご答弁にもありましたが、リレーを実施している本ですが、東員町のほうで2千冊いただいたということなんですが、事業が終わった後、本をどのように活用するのか、また、その本は一体どこで管理をし、またどこへ行くのかということが決まっていましたら、教えていただきたいと思えます。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 約2千冊ということです。リレーが終わりましたら、子どもが聞いていますのは、各校に配布できるというふうなことを聞いておりますので、分ける場合か、また同じように繰り返してリレーするかは、まだ未定です。買っていたいたのは県の費用で買っていました。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） ありがとうございます。

4点目に質問しましたデジター教科書の件ですが、デジター教科書は、まだまだ全国的にも浸透はしておりません。また、義務教育が無償の教科書とは違ひまして、CDに収録されるために、1枚当たり約200円で、教科書1冊分が数枚分という、そういう形で配付されているというふうに私は伺っております。

デジター教科書については、先ほど文科省からの通達も、教育長のほうからお話がありました、今後、こういう部分をもう少し拡大をしていきたい。高齢者だとか、目の不自由な方だとか、そういうところにも拡大をしていきたいという、そのような取り組みもあるようであります。

このデジター教科書については、私ども公明党が国会で取り上げているところがあります。特に東員町は教育の振興に大変力を入れている、そういうまちであります。ぜひ前向きに取り組んでいただいて、そして子どもたち、発達障がいをはじめ、そういう障がいの子どもたちも楽しんで授業が受けられる、また勉強ができるという、そういう環境をぜひつくっていただきたいと、そのように願うものであります。

今回質問しましたさまざまな課題について、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいことをお願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。